

科学技術外交アドバイザー・ネットワークの運営について

平成27年12月16日
外務省軍縮不拡散・科学部
国際科学協力室

外務省参与(外務大臣科学技術顧問)の任命を機に, 同参与を補佐し, 学識経験者や専門的知見を得つつ, 科学技術外交を推進するための方途を検討するため, 科学技術外交アドバイザー・ネットワークを以下のとおり運営することとする。

1. 趣旨・目的

科学技術の各種分野における我が国及び諸外国の最新動向(国際協力の状況を含む。)等に関する専門的な知見を外務省参与(外務大臣科学技術顧問)の下に集め, 我が国のトップ外交やハイレベル国際会議を含む各種外交政策の企画・立案過程に活用する。そのため, 関係分野の有識者及び関係機関との連携を強化する。

2. 構成

(1) 本ネットワークの構成は, 次のとおりとする。

(ア) 科学技術外交推進会議

外務大臣科学技術顧問の活動を含め科学技術外交を推進するための方途について, 幅広く学識経験者の知見を得つつ検討するため, 科学技術外交推進会議を開催する。

科学技術外交推進会議委員は, 外務大臣が任命する。

(イ) 専門委員

外務大臣科学技術顧問の活動を含め科学技術外交に関する専門的知見を得るため, 専門委員を任命する。

専門委員は, 外務省軍縮不拡散・科学部長が任命する。

(ウ) 科学技術外交に関連する独立行政法人, 国立研究開発法人等の政府関係機関その他の組織

(2) 科学技術外交推進会議委員及び専門委員の任期は1年とし, 特段の意思が示されない限り更新される。

3. 運営

- (1) 外務省参与(外務大臣科学技術顧問)は, その任務に必要な情報を得るため, 本ネットワークを構成する個人及び機関に対し, 知見の提供を依頼し, 又は会議への出席, 意見交換の機会等を求めることができる。
- (2) 本ネットワークを構成する個人及び機関は, 外務省参与(外務大臣科学技術顧問)の求めに対し, 可能な範囲で協力する。
- (3) 外務省参与(外務大臣科学技術顧問)はその任務に関する事項を検討するために必要な場合には, 作業部会を開催することができる。
- (4) 外務省軍縮不拡散・科学部国際科学協力室が庶務を務める。

(了)